（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

【長期性預金】

長期性預金の時価は、満期日に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを残存期間に応じた市場金利（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	2

また、その他有価証券（投資事業有限責任組合出資）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む取扱いを適用しており、上表には含めておりません。当該取扱いを適用した投資事業有限責任組合出資の貸借対照表計上額は34,976,811円です。

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当ありません。

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　分	時価			合　計
	レベル１	レベル２	レベル３	
長期性預金	—	98,968,082,856	—	98,968,082,856

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明については、「⑵金融商品の時価等に関する事項（注１）」をご参照ください。

４．資産除去債務に関する事項

当機構は、石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

当機構は、フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

当機構は、事務所の用に供している不動産等の賃貸契約に基づき、原状回復に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（６年から18年）によっており、割引率は0.186％から1.755％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	142,932,868円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	1,106,564円
見積りの変更による増減額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	144,039,432円

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

５．不要財産に係る国庫納付等

当期に国庫納付した資産は以下のとおりであります。

⑴　第４期中長期目標期間における運営費交付金の精算収益化額に相当する額の資金

①	資産種類		現金及び預金
②	帳簿価額	⑴　帳簿価額	1,248,135,406円
③	不要財産となった理由		将来にわたり業務を実施するうえで必要がなくなったと認められたため。
④	国庫納付等の方法		現物納付
⑤	国庫納付額		1,248,135,406円
⑥	納付年月日		令和８年２月27日
⑦	備考		

⑵　松戸宿舎譲渡収入の国庫納付

①	資産種類		土地、建物及び構築物
②	資産名称		松戸宿舎
③	帳簿価額	⑴　取得価額	872,360,435円
		⑵　減価償却	187,293,994円
		⑶　減損損失	174,610,268円
		⑷　帳簿価額	510,456,173円
④	不要財産となった理由		「独立行政法人整理合理化計画」により不要財産と認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		譲渡収入による国庫納付
⑥	譲渡収入額		1,111,000,000円
⑦	控除した費用の額		510,000円
⑧	国庫納付額		1,110,490,000円